ASBJ

第 550 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(3)-4
日付	2025 年 7 月 3 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	補足文書に関する検討（当座貸越契約及び貸出コミットメント）

I. 本資料の目的

1. 本資料は、金融資産の減損に関する補足文書について ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 542 回企業会計基準委員会（2025 年 3 月 4 日開催）及び第 234 回金融商品専門委員会（2025 年 2 月 27 日開催）（以下合わせて「第 542 回企業会計基準委員会等」という。）において、当座貸越契約及び貸出コミットメント[1]に係る予想信用損失の算定に関する補足文書のイメージをお示しし審議を行ったところ、補足文書の記載について賛同する意見の他、異論が聞かれた。

3. 本資料では、本資料第 2 項の審議において聞かれた意見を踏まえて再提案する補足文書について、事務局による分析及び補足文書のイメージをお示しする。

III. ASBJ 事務局による分析及び提案

当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る予想信用損失の算定

（これまでの経緯）

4. 第 542 回企業会計基準委員会等において、当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る予想信用損失の算定に関する補足文書のイメージについて審議を行ったところ、補足文書を公表することによって実務が運用しやすくなることから賛同するという意見の他、次の意見が聞かれた。

[1] ローン・コミットメントの名称については、第 547 回企業会計基準員会（2025 年 5 月 21 日開催）及び第 238 回金融商品専門委員会（2025 年 5 月 15 日開催）において「当座貸越契約及び貸出コミットメント」とすることを事務局提案しているため、本資料においては、「当座貸越契約及び貸出コミットメント」を使用することとする。

(1) 何らかの対応を示す必要性は理解するものの、補足文書に記載されている過渡的な対応が長期間継続されることを懸念する。また、「合理的で裏付け可能な情報」は金融資産の減損全般に対する用語のため、当補足文書において合理的で裏付け可能な情報に関する定めの適用上の参考情報を示すことにより、他の金融資産や IFRS の適用へ影響が及ぶことを懸念する。

(2) ステップ 4 のオプションとは異なり、いずれは企業固有の実績引出率を用いることが必要であるものの、当初だけは規制上の目的で用いられる数値を用いることも認められるというメッセージを明確にした方が、実務においても対応が進みやすいと考える。

(3) 第 8 項の規制上の目的で用いられる数値を用いることは過渡的な対応として認められるという取扱いをいつまで続けるかという点が各社のデータの蓄積状況に委ねられる場合、半永久的にこの取扱いを続ける可能性も懸念される。この点、過渡的な対応を利用できる期間に歯止めをかける必要がないか確認したい。

(4) 当座貸越契約及び貸出コミットメントに対する予想信用損失の算定においては、当座貸越契約及び貸出コミットメントの空き枠に掛け目をかける方法だけでなく、貸付後デフォルトまでの追加の貸付の金額を見積もる方法もあり、この点も検討して頂きたい。

（分析）

5. 前項の意見は、当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る予想信用損失の算定に関して何らかの対応を示す必要性は理解されるものの、第 542 回企業会計基準委員会等でお示しした補足文書のイメージを修正すべき点があるというものである。これらの意見は次のように纏められると考えられる。

(1) 補足文書に記載されている過渡的な対応が長期間継続されることが懸念されることから、過渡的な対応を利用できる期間に歯止めをかけることを検討すべきである。

(2) 「合理的で裏付け可能な情報」という金融資産の減損全般に対する用語について、当補足文書において当該定めの適用上の参考情報を示すことにより、他の金融資産や IFRS の適用へ影響が及ぶことが懸念される。

(3) 当座貸越契約及び貸出コミットメントに対する予想信用損失の算定方法は複数の方法が考えられるため、特定の方法のみに言及すべきではない。

6. ここで、補足文書の記載を見直すにあたり、前項(1)に対しては、過渡的な対応が

長期間継続されないように、合理的な期間内にデータを整備し、企業固有の状況に応じた予想信用損失の算定に移行することを明確化することが考えられる。また、一般論として、会計基準で要求される数値の代替として、規制上の目的で用いられる数値を使用することが認められると理解すべきではないことを記載することが考えられる。

7. 次に、本資料第 5 項(2)に対しては、「合理的で裏付け可能な情報」への参照を削除し、当該定めの運用上の参考情報を示すと解釈されないようにすることが考えられる。

8. さらに、本資料第 5 項(3)に対しては、当座貸越契約及び貸出コミットメントの未使用枠に予想引出率を乗じる算定方法の記載を削除し、当座貸越契約及び貸出コミットメントに対する予想信用損失の算定方法として特定の方法には言及しないことが考えられる。

（事務局提案）

9. 上述の分析に基づき、当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る予想信用損失の算定に関する補足文書を別紙の文案イメージ（HP では非公表）で作成することが考えられるがどうか。

ディスカッション･ポイント
本資料第 5 項から第 9 項に示した事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以　上